

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市生野町口銀谷地域 (栃原上区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月19日 (第7回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状、後継者を含む担い手が無いに等しい状況にある。このことから、農業の効率化や農作業の省力化を強力に推進し、魅力ある農業の推進に注力するとともに、今後、市や中間管理機構の指導協力を得ながら区域内外からの担い手確保に努める必要がある。
農業水路や農道など農業インフラの整備や適正管理に努めるほか、区域内農地のゾーニングに併せて農地の集約化を行い、新たな受け手を確保しやすい状況を作ることが必要である。
有機農業への転換に併せて栽培方法の統一化(規格化)や新たな農作物の導入が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来的に水稻を主要作物としながら、これの有機農業への転換を図るとともに、栽培方法の統一化と販売先の一元化を図るなど、農業の体力強化を図っていく。
栃原加工所との連携を高めるなかで、無農薬野菜の栽培など加工所が求める安価な地元食材の提供に努める。また、加工所と協力しながら農産物の6次産業化の研究も継続して行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.48 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当地区は大きな集落であり、中山間地を中心とした農地であるため、中山間直接支払事業等で管理しているエリアを中心に地域計画のエリアを決定した。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後協議決定する農地のゾーニング方針に沿って、点在する農地の集積・集約化に努め、農作業の効率化を図る。 市担当部局や中間管理機構の指導と協力を得ながら、認定農業者や新規就農者の誘致促進を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
ゾーニングで耕作区分に位置づけした農地を中心に、農地中間管理機構の協力を得ながら担い手の確保を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
当該地域内農地の大半は山間部にあり、農用地の大規模化をめざすと畦畔が急な勾配になることから作付面積が大幅に減少するとともに、畦畔面積が増加することによって草刈り作業等に膨大な労力を費やし、農作業の省力化に逆行する恐れが充分に考えられる。 このため、今後の農地のゾーニングの結果を基に、可能な範囲内での基盤整備による農地の団地化、大区画化を慎重に検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当面は、農作業の協同化の推進等により地域内農業者の協力体制強化を図りながら、市町村やJAの協力を得て農業体験制度や地域内外から多様な経営体を募集するなど、新たな担い手の発掘に全力で取り組む。 また、地域外の体験希望者の宿泊施設の確保にも、区の協力を得ながら全力で取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
中山間直接支払制度や多面的機能制度を最大限活用し、ドローンによる共同散布をJAが斡旋する業者への業務委託を継続するとともに、肥料の航空散布農作業軽減にも取り組む。 一方、畦草刈りや耕耘等で農業者が行うことが困難な農作業は、栃原農作業協同化推進協議会へ業務委託を行う。併せて、非農業者も含めた草刈り隊(仮称)を発足させるなど、地域全体での新たな協力体制の構築を協力を推し進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害被害防止のための防護柵の点検・修理・新規設置を行うとともに、目撃情報があった場合は速やかに対応する体制を整える。
- ② 地域の主力生産物である水稲の有機栽培、減農薬栽培に取り組みながら、生産方法の画一化と生産量の安定化を図る。また、市やJAの協力を得ながら生産物の魅力あるネーミングを行い生産物のブランド化及び販売路の集約・開拓に努める。
- ③ 農業者はもちろん地域内の非農業者にも協力を得ながら、農地保全や農業の継続を区全体の問題としてとらえ、農作業の協同化や農業機械等の集約化に努める。